

厚生食輸発1224第1号
令和6年12月24日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(タイ産アカシアのジフルベンズロン、中国産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)のジニコナゾール及び米国産鶏肉のラサロシド)

標記については、令和6年3月28日付け厚生食輸発0328第2号(最終改正:令和6年12月17日付け厚生食輸発1217第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、タイ産アカシア、中国産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)及び米国産鶏肉についてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2から削除

- ・タイ産アカシア及びその加工品(簡易な加工に限る。)のジフルベンズロン
- ・中国産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)のジニコナゾール
- ・米国産鶏肉及びその加工品(簡易な加工に限る。)のラサロシド

2. 別表第3から削除

- ・タイ産アカシア及びその加工品(簡易な加工に限る。)のジフルベンズロン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「BLUE JAY CO., LTD.」であるものに限る。)